

「宮代町市民参加条例」

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	1
第2条 定義	1
第3条 町の責務	3
第4条 市民の責務	4
第2章 市民参加の推進	
第1節 通則	
第5条 市民参加の対象となる行政分野等	5
第6条 市民参加の実施における優先性	5
第7条 市民参加計画の作成	6
第8条 参加しやすい環境づくり	7
第2節 市民参加手法	
第9条 市民参加手法	8
第10条 市民参加手法の設定基準	8
第11条 審議会等	10
第12条 審議会等委員の公募	10
第13条 公募情報の公表	11
第14条 公募委員の選考	12
第15条 会議の公開等	14
第16条 会議の運営	14
第17条 パブリックコメント	15
第18条 フォーラム	16
第19条 意識調査	16
第3節 情報提供	
第20条 市民参加に関する情報提供	16
第4節 公募委員登録制度	
第21条 公募委員登録制度	17
第3章 市民参加の評価及び検証	
第22条 市民参加の評価及び検証	18
第23条 市民参加推進・評価委員会の設置	19
第24条 市民参加に関する提案等	20
第4章 雑則	
第25条 委任	21
附則	22

前文

宮代町は、これまでも市民参加により、特色あるまちづくりを進めてきました。

市民参加は、市民と町が共に将来を語り合う場であり、市民の思いをまちづくりに反映させるための貴重な道筋です。市民参加による取組みを積み重ねていくことで、市民と町との信頼関係が築かれていきます。この信頼関係は、宮代町の自治を支える大きな原動力として輝き、市民全体の幸せへとつながっていきます。

これが、宮代町のまちづくりに対する自負であり、価値でもあります。

宮代町は、市民参加の歩みをより一層発展させ、市民と町との協働によるまちづくりを進めることを将来にわたり約束するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、行政活動における市民の参加を権利として保障することを目的とします。

考え方

- ・これまで行政内部において、市民参加に関する考え方に温度差がありました。そのため、市民参加の実施に関する実施ルールの明確化などが課題となっていました。市民参加は地方分権社会における自己決定、自己責任を果たす自治の基盤として必要不可欠なものです。また、町民を始めとした「市民」が行政活動に積極的に参加し、市民としての責務を果たすために重要な手法となります。条例という自治体の最高法規により、市民参加に関する基本的な事項を定め、行政活動における市民参加を権利として保障することで、宮代町は市民参加によるまちづくりを進めていくことを、内外を問わず明らかにすることとなります。そしてこの条例を市民参加に関する共通の物差しとして市民と町が共有し、市民参加によりまちづくりを進めていくこととします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1）市民 次に掲げる者をいいます。

ア 町内に居住する者

イ 町内に在勤する者

ウ 町内に在学する者

エ その他町の執行機関（以下「町」といいます。）が必要と認める者

（２）協働 市民と町が、対等な立場で、互いの果たすべき役割を自覚、理解しながら、まちづくりについて議論、検討した結果を相互が尊重した上で、協力して行動することをいいます。

（３）市民参加 町が、市民の参加を保障すべき行政活動において、市民と町との協働を実現することをいいます。

考え方

第１項１号について

- ・本来「町民」とすべきところを条例において「市民」としているのは、宮代町民以外の在勤者、在学者等を市民参加条例の対象に含めるという理由からです。また、宮代の自治を支える大きな原動力として、自覚と責任を持って地域の課題に積極的に参加する主体を広く「市民」として捉えていく必要があるためです。
- ・定義上の市民は、最も広く参加を予定した場合の「市民」であり、参加する事業の目的、内容、手法によって、市民の範囲が異なることが前提です。今後の議論にもよりますが、例えば住民投票の手法を用いた場合は、在勤者、在学者が参加の主体となる市民とはならないと思われます。
- ・その他町の執行機関が認める者とは、「ア～ウ」に規定する以外の個人、法人・団体であって、事業の目的、内容、手法を考慮して、必要に応じて参加主体としての市民となる者です。
- ・町の執行機関とは、町長が直轄し町の一般的な業務を行う町長部局のほか、地方自治法第１８０条の５に基づく執行機関で教育委員会や農業委員会などが挙げられます。また、水道部局も情報公開条例における実施機関として解されているのと同様、市民参加の実施主体に含まれるものと解します。

第１項２号について

- ・「協働」の概念の中には、市民及び町の責務をそれぞれが自覚した上で、参加するという趣旨が前提として含まれています。
- ・「対等な立場」の趣旨は、市民と町が相互の認識と理解の上に立ち、共通の目標を持って取り組むとともに、適切な役割分担がなされている状態をいいます。

第１項３号について

- ・「市民の参加を保障すべき行政活動」とは、第５条の「市民参加の対象となる行政分野等」と同じ趣旨です。

- ・町への苦情や町長への手紙は、広義の市民参加ですが、「協働」を原則として行われるものを市民参加条例上位置づけるとの趣旨から、この条例にいう市民参加の範囲には含まれません。
 - ・市民活動や自治会活動は、公共的・公益的活動ではありますが、活動の主体は町ではなく、行政活動への参加とは言えないため、この条例にいう市民参加の範囲には含まれません。また、これらの活動は、市民自らが主体的かつ自主的に参加すべき公共・公益の領域であり、行政が市民の参加を保障するという観点はないと考えます。
-

（町の責務）

第3条 町は、次に掲げる事項について、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

（１）市民参加を実施していく過程における検討状況

（２）市民参加により導き出された結果に対する町の意味決定の内容

2 町は、市民参加の受け入れ体制を整え、市民がまちづくりに参加しやすい環境の向上に努めなければなりません。

3 町は、市民参加を円滑に推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に公表しなければなりません。

.....

考え方

第1項について

- ・市民参加の過程における経緯や結果、又は結果を受けた町の意味決定を市民に説明するという、いわゆる「行政の説明責任」は、町と市民の信頼関係を築くために重要な責務です。また、町が説明責任を積極的に果たしていくことで、まちづくりに関心の少ない市民の意識が向上していくと考えます。
- ・第1号においては、審議会等であれば、第15条に基づく会議の公開、会議録の公表等が該当します。フォーラムやパブリックコメントであれば出された意見とそれに対する見解などが該当します。
- ・第2号においては、市民参加の結果を受けて、町としてその結果を尊重した取組みを進めるか否かの判断を説明するとの趣旨です。

第2項について

- ・市民参加の受け入れ体制を整えるとは、1)市民の意見の反映、2)市民参加の機会の確保、3)市民参加の継続的な発展のための創意工夫、4)行政側の意識改革、5)職員の能力向上、6)市民参加の実績の蓄積と全庁的な共有、などが挙げられます。これらの責務は、全て「市民参加の受け入れ体制を整える責務」に包括されます。

第3項について

- ・「まちづくりに関する情報」とは市民参加に関する情報のほか、全ての行政情報をいいます。行政情報を積極的に公表することは当然のことですが、市民参加にとって欠かすことのできない重要な要素であり、根幹を成すものであるとの自覚を町として持つことが重要となります。
- ・情報提供する内容は、市民により一層まちづくりに対して関心を持ってもらうため、まちづくりの問題点も含めた現状や課題など、市民の問題意識を喚起する内容も積極的に提供することが必要になります。

（市民の責務）

第4条 市民は、この条例において保障された権利を行使するときは、自らが果たすべき役割を自覚し、発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません。

2 前項の発言と行動にあたっては、地域全体の利益を考慮することを基本として、公共性の視点を持たなければなりません。

考え方

第1項について

- ・この市民の責務は、規範的な考え方としての位置づけであり、市民の努力目標、注意事項として、または責任に欠けた発言や行動の抑止力としての効果を期待するという趣旨であり、市民参加の結果に関して、現実には市民に責任が及ぶという趣旨ではありません。
- ・市民が行政活動に参加するには、責任が伴うことを自覚することも市民の責務といえます。無責任な発言や行動とは、「私は何もしないけど、町には○○してほしい」という一方的な要望や、会議において議論のテーマと違う発言を長時間にわたり占有することで本筋から離れることなどをいいます。また、自らの意見を主張する際に、氏名等を明らかにする場合において、匿名で発言するなどのことは無責任と捉えられると考えます。

第2項について

- ・市民は、発言し行動するにあたっては、自己の利益や団体の利益という観点ではなく、公共性の視点からの発言と行動が求められます。
- ・しかし、市民参加のテーマによっては、地域に偏った意見や自分たちの利益を守るような意見が許容されることも考えられます。その場合であっても、本条の市民の責務の内容についての十分な理解と認識が肝要となります。

第2章 市民参加の推進

第1節 通則

（市民参加の対象となる行政分野等）

第5条 市民参加の対象となる行政分野は、市民の生活に密接に関わる行政分野であって、市民の声を反映することが可能なものとします。

2 町は、前項に規定する行政分野の政策又は事業における企画、実施、評価及び検証の段階において市民参加を行うものとします。

考え方

第1項について

- ・市民参加を行うべき行政分野の基準です。原則的には、全ての分野において市民参加の実施が可能であると考えられます。しかし、具体的な市民参加の実施については、この第1項を基本的な方向性であると理解した上で、第6条第1項の考え方に基づき市民参加を実施していくことになります。
- ・行政分野とは、土地利用、都市基盤、生活環境、生涯学習、健康福祉、産業振興など総合計画基本構想で位置づけられた各分野です。

第2項について

- ・「政策又は事業」とは、政策の立案、各種計画、制度の構築、予算上の事務事業等を言います。
 - ・「企画、実施、評価及び検証の段階」とは、政策又は事業の全プロセスをいいます。
-

（市民参加の実施における優先性）

第6条 町は、市民参加を行うときは、前条第2項の政策又は事業の優先度を考慮し、最も必要な段階から市民参加を行うものとします。

2 市民及び町は、前項の規定が市民参加の権利を制限する趣旨ではないことを理解するものとします。

考え方

第1項について

- ・市民参加を「実施すべき」ということと「実施が可能」なこと、また実施段階についても、「全ての段階で実施すべき」ということと「実施が可能な段階」とは分けて考える必要があります。市民参加の実施に関しては、町の人的、時間的、予算的な面から、優先度を設定することが不可欠です。仮に、全ての政策又は事業について市民参加の実施を考えたとしても、職員、市民共に人的、時間的な面を考えても現実的ではなく、かえって市民サービスの低下につながる恐れがあります。
- ・市民参加の実施にあたっての優先度の設定については、第一義的に町に委ねるという考え方ですが、これは、市民と町との信頼関係に基づく役割分担によるものです。
- ・優先度を町に委ねるといった考え方では、市民の側から十分な市民参加がなされないのではないかという疑問が考えられます。そのため、必要な市民参加が行われるように、市民が意見を提出できる仕組みを第24条に位置づけています。

第2項について

- ・第1項において、町は優先度を設定することとなりますが、これはより質の高い市民参加を行うためであり、市民参加を行う行政分野を制限するためではないことを町、市民双方は認識する必要があります。特に町は、この条例の目的を含め条例全体を十分理解し、可能な限り多くの行政分野で市民参加を実施するよう努めなければならないということを理解する必要があります。

（市民参加計画の作成）

第7条 町は、毎年度、市民参加計画を定め、公表するものとします。

- 2 町は、市民参加計画に、市民参加を実施する事業内容、市民参加手法、実施時期その他必要な事項を定めるものとします。

考え方

第1項について

- ・市民参加計画は、市民参加が適切に行われるかどうかを市民が確認するために重要な役割を果たします。この市民参加計画は町と市民双方の共通情報として、条例の実効性を確保するために欠かせないものです。
- ・市民参加計画は、公表する当該年度において市民参加を実施する行政分野等、第2項に掲げる事項を位置付けます。

第2項について

- ・公表すべき内容として位置づけられている、事業内容、手法、時期は必要最低限の内容であるという意味です。当然、他に公表できる内容があれば、積極的に公表していく必要があるということも言うまでもありません。

- ・市民参加手法などについては、第22条第1項第2号に基づき、実施後に町は評価する必要があります。その際には第22条第2項に基づき、市民参加推進・評価委員会に対して意見を求めるものとされています。
- ・なお、市民参加計画に位置付けるべき行政分野等については、第6条第1項に基づき行政内部で判断します。事前に推進・評価委員会に対して計画に位置付けるべき行政分野の政策又は事業について意見を求めることは想定していません。

.....

(参加しやすい環境づくり)

第8条 町は、次条第1項の市民参加手法のうち、一定時間特定の場所への市民の参加を求める手法を用いる場合は、開催日時等に配慮し市民が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

- 2 町は、前項の手法を用いる場合においては、特に子育て世代の市民の参加を促進するため、原則として一時保育を実施するものとします。
- 3 町は、その他市民の参加を促進するための環境づくりに向けて、調査研究に努めるものとします。

.....

考え方

第1項について

- ・審議会等やフォーラム（意見交換会）など、特定の場所での参加を求める市民参加手法においては、市民参加実施の曜日、時間に配慮することが参加しやすい環境になります。例えば審議会等においては、審議内容に応じ求める人材を明確にし、その人材に配慮した適切な時間設定が必要となります。

第2項について

- ・若い世代や女性の市民参加が十分でないという現状を踏まえ、子育て中であっても市民参加ができるようにするため、参加する際に子どもを一時的に預けることができる一時保育を実施することを原則とします。
- ・審議会等やフォーラム（意見交換会）を設定する際には、一時保育の実施は不可欠ですが「原則」とせざるを得ない理由は、一時保育の担い手や保育を行う会場が十分でないという現状があるからです。したがって、町は担い手を確保していくため、条例施行後、一時保育の担い手の育成などに資する施策も積極的に展開し、子育て世代が参加しやすくなるよう努めることが必要となります。

第3項について

- ・本項は、より一層の市民の参加を促進していくため、参加しやすい条件とはどういう

ものなのか等について調査研究していく必要があるという考え方にに基づき規定したものです。現状としては、若い世代や女性の参加を促進していくための条件整備が課題であり、早急に調査研究をする必要があると考えています。

第2節 市民参加手法

（市民参加手法）

第9条 町は、第11条に規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される審議会等（これに類似する委員会等を含みます。以下「審議会等」といいます。）第17条に規定するパブリックコメント、第18条に規定するフォーラム、第19条に規定する意識調査、住民投票その他の手法により市民参加を実施するものとします。

2 前項の市民参加手法のうち、住民投票の実施に関する事項については、必要に応じて別に条例で定めるものとします。

考え方

第1項について

- ・町が市民参加を行うべき手法を例示的に列挙したものです。「その他の手法」とは、将来的に新たな手法が開発される可能性も含めて柔軟に対応するために明記しました。なお、想定できるものとして電子会議室がありますが、現時点において電子会議室は、パソコン普及が十分ではなく、参加を保障する仕組みを担保する手法とまではいえませんが、将来的には十分参加手法として機能する可能性があると思われます。
- ・「これに類似する委員会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に類するものとして、委員会、協議会等の名称を問わず、第11条の規定による会議形式で運営する審議会等をいいます。また、設置根拠についても条例に限らず、訓令、告示などにより設置されるものも含まれます。

第2項について

- ・住民投票の実施に関しては、個別案件ごとに条例を定め実施することとされているため、本条例においても必要に応じて条例で定めるものとしたものです。
-

（市民参加手法の設定基準）

第10条 町は、市民参加を行うときは、行政分野における政策又は事業の目的等を考慮して、市民参加手法を設定するものとします。

- 2 前項の規定に基づき市民参加手法を設定するときは、前条第1項に規定する手法のうち、適切と認める1以上の手法を用いなければなりません。
- 3 町は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項については、原則として審議会等のほかに、1以上の手法を用いなければなりません。
 - (1) 総合計画等の町の基本的政策を定める計画の策定又は個別行政分野について基本的な事項を定める計画の策定
 - (2) 町の基本的な方向性を定める制度の制定

考え方

第1項について

- ・政策又は事業ごとにどの手法を用いて市民参加を行うべきかという基準の設定は困難です。したがって、政策又は事業の目的や内容などを考慮して、最も相応しい手法を選択することとなります。

第2項について

- ・市民参加を実施する際には、第9条第1項に規定する市民参加手法を1以上設定することになります。

第3項について

- ・審議会等手法の設定のほかに1以上とは、当然、2つでも3つでも構いませんが、適切な組み合わせとなるようにしなければならないとの趣旨です。また、審議会等+1以上とした理由は、審議会等による集中的、継続的な議論は不可欠であるという前提のもと、その議論を補完するために、より多くの市民の意見が必要であるという考え方によるものです。
- ・第1号の総合計画等とは、総合計画のほかに、町の基本的政策を定める計画であり、例えば「農」のあるまちづくり基本計画のような、当町独自の計画が想定されます。なお、毎年度策定する総合計画の実施計画は、年度ごとに見直しを行う事業計画であり、基本的政策を定める計画ではありません。
- ・また個別行政分野の計画とは、行政改革計画、みやしろ健康福祉プランなど個別行政分野にかかる計画をいいます。ただし、法律に義務付けられた計画で、市民参加による策定が適さない計画は含まれません。
- ・第2号の町の基本的な方向性を定める制度とは、市民参加条例、情報公開条例など、行政と市民で検討・議論することが相応しい制度をいいます。なお、制度とは、条例だけでなく、規則、規程、要綱に基づくものも含まれます。
- ・個別の審議会等設置条例等や役場内部の組織体制を定める条例などは、市民と町の協働で検討するものではないため、基本的な方向性を定める制度には含まれません。また、地方自治法上、条例制定の直接請求権のない、地方税の賦課徴収、分担金、使用

料及び手数料の徴収に関するものは当然除かれます。

.....

（審議会等）

第11条 審議会等とは、町が行政分野における政策若しくは事業に関して市民等の意見を反映させるため又は行政運営上の課題の解決に向けて市民等に諮問するため市民等を委員に委嘱して、一定期間継続的かつ集中的に議論する会議形式の市民参加手法をいいます。

.....

考え方

- ・原則として、市民の参加が保障された（公募市民が参加する）審議会等の会議形式のものが市民参加条例にいう審議会等となります。
 - ・「一定期間継続的かつ集中的に議論する会議形式」の中には、案件が生じた際に臨時的に開催される会議形式の審議会等も含まれます。
 - ・審議会等は、市民の参加を保障するという側面を持つとともに、専門的な立場等から意見を聴くことによって、行政政策の立案、実施、評価に反映させるべき性格のもので、設置目的に応じて構成メンバーが多様となるのは当然のことと考えます。
 - ・なお、市民等の「等」とは、審議会等に町の依頼などに基づき参加する専門家や団体代表者が想定されます。
-

（審議会等委員の公募）

第12条 町は、審議会等委員を委嘱するときは、原則として委員の全部又は一部を公募により選考するものとします。

2 町は、委員を公募することができない審議会等を置くときは、その理由を明らかにしなければなりません。

.....

考え方

第1項について

- ・審議会等委員の選考は原則公募とする趣旨です。
- ・委員の全部又は一部の「一部」について、基準を明確にすることは困難ですか、当然1名以上の公募が必要との趣旨です。なお、条例施行後、可能であれば、庁内的に公募委員の割合の数値目標が必要となると考えます。

- ・ここでいう公募とは、一般市民を公募するものだけでなく、専門的な知識や資格などの条件を付けて公募するという、条件付公募も含まれます。
- ・専門的な知識や資格などとは、例えば、子育て支援を検討する際に、保育士資格を持つ市民を公募するなどのケースです。当然、一般の公募とは性格を異にしますが、専門的な知識を持つ市民の参加の保障の観点からも解釈として反映されるべきものです。ただし、専門的な知識を持つ市民を公募した場合、応募者がいないことが考えられ、その場合の対応など、実務的な課題も存在します。また、専門的な知識を持つ市民の公募は、会議運営に専門的な知識を活用するためという観点であり、通常の一般市民の公募とは性格が異なることは認識する必要があります。

第2項について

- ・市民参加条例により、審議会等は全て原則的に公募が義務付けられるわけであり、公募しない場合は、その理由を公表する必要があります。
- ・公募を原則とするという観点から、委員構成についての根拠の明確化に努める必要があります。
- ・また、庁内的な運用が担当によって別々になることがないように、条例の施行後には、公募できない審議会等の庁内的な基準の明確化が必要となります。

(公募情報の公表)

- 第13条 町は、審議会等への市民の参加を促進するため、年度当初に、当該年度において委員を公募する審議会等の名称、公募予定人数及び公募予定時期等委員の公募に係る全般的な情報を積極的に公表するものとします。
- 2 町は、審議会等の委員を公募するときは、当該審議会等に関する詳細な情報を公表するものとします。この場合において、市民に対する説明会の実施に努めるものとします。
- 3 町は、委員を公募した審議会等への応募状況、選考方法及びその結果等について翌年度に速やかに公表するものとします。

考え方

第1項・3項について

- ・町は年度当初の4月ないし5月に、当該年度に公募する審議会等の名称、公募の予定人数及び時期、その他必要事項を一覧表にして公表することになります。これにより市民は年間を通じて公募される審議会等の全般的な情報を入手することができ、参加する場合の概ねの時期等を把握することができるなどの利点があります。
- ・公表にあたっては、第7条の市民参加計画と合せて行うことが考えられます。

- ・また、翌年度には、前年度に実施した審議会等委員の公募に関して、それぞれの審議会等の応募状況、選考方法などを公表する必要があり、この公表時期も4月ないし5月となると思われ、今年と前年度の情報を一括して公表するというイメージとなります。審議会等の応募状況等、結果を公表することで全般の参加状況、選考状況等が確認できるなど、市民にとって有益な情報となります。

第2項について

- ・選考方法や一時保育の有無、第14条第2項の配慮事項などに限らず、例えば年間の開催回数（予定）、委員構成など、応募する側の視点から必要な当該審議会等にかかる個別情報を公表します。これは選考に関する公平性等の確保のため、選考に関する条件をすべて明確にし、公表する必要があるとの趣旨です。すなわち、後になって公募情報が追加されることのないよう、十分整理しておくことが必要となります。
- ・また、広報やホームページは文字情報が中心の一方的な情報提供であるため、個別情報が十分に伝わらない可能性もあります。そのため、質疑応答のできる情報提供手法である説明会の実施に努めるということです。これは、公募する側の意思を明確に伝えるとともに、参加する側の市民に正しく趣旨を伝えるため、非常に必要性が高いと考えます。

（公募委員の選考）

第14条 町は、審議会等の委員を公募し、選考するときは、公平性、客観性及び透明性を確保するように努めなければなりません。

2 町は、審議会等の委員を選考するときは、次に掲げる事項に配慮するものとします。ただし、町が配慮する必要がないと認める事項については、この限りではありません。

- （1）委員の男女比率
- （2）委員の年齢構成
- （3）応募者の審議会等への参加経験
- （4）応募者の審議会等の兼任数

3 町は前項各号に掲げるもののほか、その他町が必要と認める事項について配慮することができるものとします。

4 町は、前2項に掲げる事項に配慮して審議会等の委員の選考を行う場合は、公募するときに配慮する事項を公表しなければなりません。

考え方

第1項について

- ・定数を超えた場合の選考方法としては、抽選、応募者同士の話し合い、論文方式、面接などが考えられます。また、定数以内でも論文の提出を求めることは当然可能であり、面接することなども想定されます。
- ・いずれの方法においても、公平性、客観性、透明性が確保できるようにしなければなりません。また、当然、選考されなかった市民への説明責任は果たされるべきと考えます。
- ・公平性、客観性、透明性の確保については、例えば、選考した市民の論文を公表すること（ただし、情報公開条例、個人情報保護条例の趣旨から十分検討することが必要であり、最低でも事前に、選考された場合に論文を公表することがある旨を公募の際に明らかにしておくことが必要）、論文形式の場合、審査する側は、応募者の誰が作成したものかわからない状況で、客観的に審査できるような仕組みとすることなどが考えられます。ただし、選考に厳しいハードルを設けると市民が応募をためらう可能性もあり、その点ではデメリットになることも考えられます。

第2項について

- ・配慮する事項に基づいて委員を選考する条件は、あくまで公募した定員を超えた応募があった場合に配慮するという趣旨です。
- ・町は第1号から第4号については原則として配慮するものとしますが、審議会等の個別の事情に応じて第1号から第4号のうち一部または全てを配慮事項から除外することができます。なお、兼任数の上限については条例の施行後、検討する必要があります。
- ・第1号の委員の男女比率に配慮するとは、例えば、女性の比率が50%未満の場合は、女性の応募が優先されるという趣旨です。
- ・第2号の年齢構成に配慮するとは、例えば、応募者の年齢のほとんどが50歳以上で一部が30歳以下の場合にあっては30歳以下の選考が優先されるという趣旨です。
- ・第3号の応募者の審議会等への参加経験に配慮するとは、例えば過去に参加したことのない市民と過去に3回審議会等委員に委嘱されている市民のどちらかを選択することになった場合は、過去に参加したことがない市民が優先されるという趣旨です。
- ・第4号のいう応募者の審議会等の兼任数に配慮するとは、例えば現在審議会等委員に委嘱されていない市民と現在2つの審議会等委員に委嘱されている市民のどちらかを選択する場合は現在審議会等委員に委嘱されていない市民が優先されるという趣旨です。

第3項について

- ・その他町が必要と認める事項とは、例えば、一般市民を公募した場合でも、当該審議案件について専門的な知識を持つ者を優先したい場合、あるいは地域的な偏りを排除したい場合などが想定できます。

第4項について

- ・前2項の配慮規定については、公募の際に配慮すべき事項のうちどの事項が選考に当たって配慮されることになるのかを明確にし、必ず公表しなければなりません。
- ・公募の際、公表した内容のみ配慮されることになります。例えば(1)について配慮することを公表せずに、選考の際に配慮しては公平性の確保ができません。
- ・一方で、配慮規定を設けることは、応募する側が先入観を持ち、優先されない立場にある市民が応募をためらう可能性があります。その点では、デメリットになるということ認識する必要があります。

(会議の公開等)

第15条 町は、原則として審議会等の会議を公開するものとします。

2 町は、原則として審議会等の会議録を公表するものとします。

考え方

- ・会議の公開及び会議録の公表を原則とするということですが、法令に定めがある場合や個人情報保護条例第7条第1項に定める個人を特定できるなどの非公開情報に該当する場合は、例外として会議が非公開とされることや、その会議録が非公開、又は一部非公開となることが想定されます。
- ・また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できない恐れがあるときは、会議のみ非公開とされることとなります。例えば、何らかの審査を行う会議において、その審査案件に利害関係をもつ者が、傍聴人として出席することで、公平な審査ができなくなる恐れのある時に、会議が非公開となることがあります。

(会議の運営)

第16条 市民と町は、対等・協力関係を基本として、適切な役割分担のもと審議会等の会議運営に努めなければなりません。

2 前項の会議運営にあたっては、相互の話し合いにより、会議運営のための約束事を定めることができます。

考え方

全般事項について

- ・まず、市民参加を実施することで、市民と町が様々な行政分野の事業実施などについ

て議論することとなります。結果として市民参加を実施しない場合の町的意思決定よりも、時間が必要になるということを、双方が理解しなければなりません。

- ・また、市民参加は参加を保障する機会を設けるものであり、参加した市民の意見を全て反映させる機会ではないことを双方が理解しなければなりません。
- ・なお、ここでは、個別の審議会等の運営について拘束するという趣旨ではなく、審議会等という参加の機会を設定する町と参加する市民との話し合いの場を、市民参加を行う前提として、また、審議会等の運営等の一般的な心構えとして設定する趣旨です。したがって個別の審議会等の運営等の詳細については、それぞれの設置条例等の規定に基づき審議会等の会長等の権限の範囲で運営ルールが定められると考えられます。しかし、各設置条例等においては、会議運営における必要な事項については、別に定めるという規定があるものの現実には全く機能していないため、会議の運営の基本的な事項を理解するためこの規定を設ける必要があると考えています。

第2項について

- ・対等協力関係で市民参加を進めていくという原則を踏まえ、可能な限り双方で話し合いルールを決めていくことが必要です。これは、町からの提案でも市民側からの提案でも良いと考えます。
- ・例えば、町は会議資料の1週間前配布、会議録の1週間以内の作成を約束し、市民は事前学習、事前の意見提出、会議開催時間の5分前集合等のルールをお互いが話し合っ

- て決め、互いが納得した上で運営していくイメージです。
- ・当然のことながら、決められたルールはお互い尊重し守る必要があります。

(パブリックコメント)

第17条 パブリックコメントとは、町が広く市民の意見を聴く必要があると認める計画又は制度等の案について、書面等による市民の意見を広く募集する手続をいいます。

- 2 町は、前項に規定する手続により提出された意見に対する見解を公表しなければなりません。

考え方

第1項について

- ・書面等による意見を募集するため、審議会等の手法よりも多くの市民の参加が可能になります。また、審議会の手法と組み合わせることで、例えば、審議会で検討した制度の案に対して、パブリックコメントにより意見をもらい、意見について見解を検討し議論を深めることで、さらに制度の質を高めることが可能となります。

第2項について

- ・提出された意見については当然、応答義務が発生しますので、必ず、意見への見解が示されることになります。
 - ・なお、パブリックコメントは、公に対する意見提出であり、意見提出者個人に対して見解を個別に郵送することなどは考えておらず、その見解を公表することで意見提出者への応答義務を果たすことになると考えています。
 - ・パブリックコメントの実施について、必要な事項は市民参加条例の施行規則で定めることになります。
-

（フォーラム）

第18条 フォーラムとは、町が広く市民の意見を聴く必要があると認める計画又は制度等の案について、日時及び場所を指定してその内容についての説明を行うとともに、市民と意見交換を行うことをいいます。

.....

考え方

- ・フォーラムは、直接対面方式の参加手法であり、広く意見交換ができるという点のほか、提示する案に対する市民の意向を直接確認することができる重要な手法です。
-

（意識調査）

第19条 意識調査とは、町が広く市民意識の傾向を把握、分析する必要がある場合に、調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求めることをいいます。

.....

考え方

- ・調査結果については、審議会等での会議の資料として利用することも想定されます。
 - ・意識調査は、具体的な目的を設定して行うものを想定しており、経常的に行っている公共施設利用者への満足度調査はこれに含まれません。
-

第3節 情報提供

（市民参加に関する情報提供）

第20条 町は、市民参加に関する情報を市民に提供するときは、次に掲げる手法を用

いるものとし、必要十分な情報をわかりやすく、かつ、速やかに行うものとしします。

(1) 広報みやしろ

(2) 町公式ホームページ

2 町は、前項に規定する手法を補完する必要があるときは、情報の内容又は提供する時期等に応じて、その他の適切な手法を用いるものとしします。

考え方

第1項について

- ・「必要十分な情報」とは、例えば審議会等委員の公募情報にあたっては、募集期間や応募方法等の必要最低限の情報だけでなく、町の現状や課題などの参加を動機付ける情報や審議会の委員構成、過去の活動状況などの参加の判断材料になる情報が挙げられます。
- ・「わかりやすく」とは、文章のわかりやすさはもとより、市民参加関連情報の掲載箇所の一元化や提供場所の一元化を行うことです。
- ・情報提供の時期については、各セクションの取扱いの不統一を避けるため公表時期の設定が必要と考えます。ただし、具体的な時期については、活用する情報提供手法により異なることが前提ですが、例えば、市民参加の結果を公表する場合、最も公表時期が遅滞すると思われる「広報みやしろ」においては、3ヶ月以内と設定します。なお、ホームページなどは、すぐに更新できることから、結果を受けて速やかに情報提供することが肝要です。
- ・広報、ホームページが、情報提供の基幹ツールであるという位置づけを明確にするとともに、2つの手法を基本として情報提供を行うという考え方です。

第2項について

- ・例えば、審議会等の委員を公募する場合において、広報やホームページより詳細な情報を正確に伝える必要がある場合には、第13条2項に規定するような公募についての質疑応答が可能な説明会を実施することが必要になります。また、フォーラムを実施する場合には、広報やホームページのほかにポスターやチラシなどを活用し、多くの市民の参加を求める必要があります。

第4節 公募委員登録制度

(公募委員登録制度)

第21条 町は、審議会等への市民の参加を促進するため、まちづくりに関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録するものとしします。

- 2 町は、登録者に対して、審議会等及びまちづくりに関する情報を積極的かつ継続的に提供することにより、登録者の研鑽の支援に努めるものとします。

考え方

第1項について、

- ・この制度は、まちづくりに参画意欲のある市民を公募し、まちづくりを担っていただく人材として登録し、審議会等の公募に関する詳細情報やその他町に関する情報をダイレクトメールなどで定期的に提供する制度です。
- ・第12条においては、審議会等委員を委嘱するときは原則として委員の一部または全部を公募による選考する旨が規定されております。しかし、現状をみても公募した審議会等への応募状況は必ずしも定員に達するものばかりでなく、応募がない審議会等も含めて定員に達しない審議会等も今後多くなることも想定されます。条例が制定されたからといった突然審議会等への応募者が増えるといったことを期待することは難しいと考えられます。
- ・そこでまちづくりに参加意欲のある市民を公募し、審議会等の委員に参加していただく人材を登録する制度を実施し、将来に向かって審議会等への市民の参加を促進していく必要があります。
- ・登録者に対しては審議会等への詳細な情報のほか、その他まちづくりに関する情報をダイレクトメールなどで定期的に提供を行っていくものです。

第2項について、

- ・登録者への情報提供にあたっては、審議会等における公募情報だけでなく、まちづくりに対する問題意識の喚起や課題の共有を図れるような情報を積極的に提供していく必要があります。
- ・こうしたことを通じ登録することの利点を生かし、登録者の研鑽の支援に努めていく必要があります。
- ・制度の詳細は施行規則で定める必要があります。

第3章 市民参加の評価及び検証

（市民参加の評価及び検証）

第22条 町は、必要に応じて、次に掲げる事項について評価及び検証を行うものとします。

- （1）市民参加における制度に関すること
- （2）市民参加により実施した政策又は事業における市民参加手法等に関すること

- 2 町は、前項に基づき評価及び検証を行ったときは、その結果について、次条に規定する市民参加推進・評価委員会（以下「推進・評価委員会」といいます。）に意見を求めるものとします。

考え方

第1項について

- ・市民参加のあり方や市民参加の制度全般に関する事項の評価及び検証を、町自ら行うことで、市民参加の質的向上に常に努めていく必要があります。また、評価及び検証を行なうことで制度の不足面などを把握していくことが必要となります。その結果として、将来、条例改正等制度の改革につながっていく可能性もあると考えます。
- ・市民参加により実施した政策又は事業における市民参加手法やその過程の評価及び検証は、本来であれば全ての事業で行う必要がありますが、町の人的、時間的な面から非現実的です。したがって、市民参加により実施した政策又は事業のうち必要性の高いものについて、評価及び検証を行います。

第2項について

- ・町自らが実施した評価及び検証の結果について、次条に規定する市民参加推進・評価委員会に意見を求めることで、その結果の客観性の向上及び市民と町との情報の共有を図り、市民参加に関する双方の認識を高めます。そして常に、より質の高い市民参加を目指していくものです。

（市民参加推進・評価委員会の設置）

第23条 町は、市民参加の実効性を確保するために、推進・評価委員会を置きます。

2 推進・評価委員会は、市民を主体として構成するものとします。

3 推進・評価委員会は、次に掲げる事項について検討するものとします。

（1）前条第1項の規定に基づき町が行った評価及び検証の結果に関すること

（2）次条第1項の規定に基づき市民から提出された提案又は意見（以下「提案等」といいます。）のうち町から意見を求められたものに関すること

（3）その他町が必要と認める事項

4 町は、前項の規定に基づき推進・評価委員会において検討された内容については、町の見解も含め、わかりやすく公表するものとします。

考え方

第1項について

- ・市民参加を推進していくには、その取り組み状況を適切に評価することが前提となることから「市民参加推進・評価委員会」と称しています。
- ・この市民参加推進・評価委員会は、常設の委員会とします。

第2項について

- ・市民参加条例は、市民と町が協働で検討して制度としてまとめられたことから条例の実効性を確保するために設置される推進・評価委員会は当然、市民を主体として構成される必要があります。
- ・組織の詳細については、施行規則で定めます。

第3項について

- ・第1号について
第22条と同様の考え方です。
- ・第2号について
後述の第24条「市民参加に関する提案等」に基づき市民から意見が提出された場合、町は第24条第2項に基づき原則として、推進・評価委員会に意見を求めなければならないこととされています。したがって、推進・評価委員会では市民からの意見に対して、町としてどう対応すべきかという推進・評価委員会の見解を検討することとなります。
- ・第3号について
市民参加を推進していくために必要な事項を検討するとの趣旨です。
例えば、市民参加条例を運用していく中で、何らかの基準が必要になった場合の基準づくりなどの検討が想定されます。

第4項について

- ・町は推進・評価委員会から提示された評価及び検証の結果について公表しなければなりません。また、推進・評価委員会から町で対応すべき指摘事項があった場合、それに対する町の対応も公表しなければなりません。

（市民参加に関する提案等）

第24条 市民は、この条例に基づく市民参加の実施に関しての提案等を町に提出することができます。

- 2 町は、前項に基づき提案等が提出された場合は、推進・評価委員会に意見を求めなければなりません。ただし、軽易な提案等については、町で対応するものとします。この場合において、町は、提案等の内容及び町の対応について、推進・評価委員会に報告するものとします。
- 3 町は、前項前段に基づき意見の提示を受けた場合は、速やかにその意見への見解を

検討するものとします。この場合において、町は、提案等を提出した者及び推進・評価委員会に対して見解を報告するとともに、わかりやすく公表するものとします。

考え方

- ・第6条「市民参加の実施における優先性」に規定するように、市民参加を実施する事業等の優先度の設定を町が行うということになると、市民サイドからみて、条例施行後の運用に不安を感じる可能性があります。
- ・こうした点を踏まえ、市民参加に関しての市民からの提案や意見の提出を可能とする制度の位置づけが必要となります。なお、この制度はあくまで「市民参加に関しての提案や意見」であり、市民参加に関する以外の提案や意見までは想定していません。

第1項について

- ・提案等の提出に係る仕組みについては、施行規則で定めることになります。
- ・想定される提案等とは、例えば、公募枠が設定されていない審議会等において公募枠を設定するべきといった意見や、市民参加で実施されている事業の経過の公表がされていないものについてその公表を求める意見、審議会等の参加手法の設定はされているが、市民サイドから見てより多くの市民の意見を把握するためパブリックコメントを実施するべきではないかといった提案など市民参加全般に関する提案等が想定されます。

第2項について

- ・但し書きにある軽易な内容とは、例えば、ある事業において、市民参加を実施しているにも関わらず誤解をして、実施するべきではないかといった意見等のように、意見提出者の誤解に基づくものなどが想定できます。軽易な提案等にまで、全て推進・評価委員会に意見を求めることになると、費用対効果に疑問が生じてきます。ただ、提出された意見については、誤解に基づくものであっても、推進・評価委員会に報告する必要はあります。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

考え方

- ・この条例において位置づけられた仕組みや制度については、詳細について定めがないものもあります。このため、この条例の運用にあたって施行規則を定める必要があります。

.....

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行します。